

一般廃棄物処理業許可証

住 所 御前崎市宮内248番地の5

氏 名 株式会社 アドバンス中部サービス

代表取締役 高瀬 晴康

生年月日 昭和53年4月29日

令和6年1月18日付けの一般廃棄物処理業許可申請について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和6年1月18日

焼津市長 中野 弘道



記

- |              |   |
|--------------|---|
| 1 許可業務       | 一般廃棄物の収集・運搬   |
| 2 取扱一般廃棄物の種類 | 一般廃棄物（可燃及び不燃）・特定家庭用機器廃棄物  |
| 3 有効期間       | 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで   |
| 4 作業区域       | 焼津市内  |
| 5 許可の条件      | <p>①取扱一般廃棄物は可燃ごみ及び不燃ごみとする。</p> <p>②一般廃棄物の保管は禁止する。</p> <p>③取扱特定家庭用機器は一般家庭から排出のものとする。</p> <p>④特定家庭用機器とは「特定家庭用機器再生商品化法第2条第4項に定めるもの」とする。</p> <p>⑤ごみが飛散したり、汚水が漏れないような運搬用具で収集運搬すること。</p> <p>⑥実施にあたっては、法令及び市の指導を遵守すること。</p> <p>⑦毎月10日までに前月分の業務報告書（第9号様式）を提出すること。</p> |